

Asian Breeze

エイジアン・ブリーズ48号・平成18(2006)年10月発行 年3回発行



いま、女性たちは—WOMEN TODAY—	2	研究報告	6
JICA行政官セミナー	3	海外通信員レポート	10
誌上セミナー		フォーラムの窓	11
「被災地における女性の人権」	4	インフォメーション	12
KFAWカレッジ	5		

NO. **48**
OCTOBER 2006

「北京+10」のその後
～先へ続く道のり～



Patricia B. Lian

フィリピン ミアム大学学長
東南アジア女性監視機構 (SEAWatch) 代表
パトリシア・B・リアナ

1995年に開催された第4回国連世界女性会議（北京会議）への道のりは、困難かつ障害の多いものでした。北京行動綱領が採択されて10年以上が過ぎてもその実施状況は十分とは言えず、また、北京+5、+10と検証し終えた今、北京+10から先の道のりはいっそう困難で障害も多いものになりそうです。私たちをとりまく環境は以前より厳しいものになっており、敵対的な空気すらあります。関係機関の力は弱まり、掲げる目標もぼやけてしまっています。また、私たちが好んで用いていた戦略には欠点が見え始めています。そして、北京会議以来、直面せざるを得ない新たな問題が生じています。

北京会議では女性のエンパワーメントのために戦った政府においては、今や保守派による反発が出てきています。右派政権の誕生によっておもな女性支援政策が取りやめになったり、すでに作成されている計画を見直すようにとの圧力がかかっています。国連の道徳的権威と効力が大いに疑問視され、市民社会の国連会議への参加がかなり減少しています。宗教や民族的な原理主義、拡大する武力紛争やテロ活動の高まりなどの世界的な傾向が原因で、女性の生活に重大な影響が及んでいます。

また、これまでの戦略を見直すべき時が来ています。北京会議の後、ジェンダー平等のために最も用いられてきた戦略はジェンダー主流化（男女平等の考え方を物事の各段階に組み込むこと）でした。しかし、最近ではジェンダー主流化の名のもとに懸念すべき状況が展開していることを指摘する声があがっています。ジェンダー主流化の概念が明快ではないこと、そして、女性のエンパワーメントとジェンダー平等に対して消極的な人びとによって悪用される可能性があることが問題です。少なくとも、ジェンダー主流化の名目で行われている最近の活動の中には時期尚早と思われるものがあります。これらの問題に立ち向かい、ジェンダー主流化がどのように解釈・実施され、どのような結果をとまうのかを体系的に評価すべき時が来ています。ジェンダー主流化の乱用やジェンダー平等と女性のエンパワーメントという目的からの逸脱を許してはなりません。

私たちはミレニアム開発目標（MDGs）とは課題で

ありチャンスでもあるととらえるべきです。各国、すべての国連機構と国際金融機関がMDGsに重点を置いていることを考えると、MDGsにおける8つの目標を全て達成することを目指して、北京行動綱領と女子差別撤廃条約をMDGsに戦略的に関連付ける必要があります。ジェンダー平等の視点を欠いた開発政策や活動では限られた成果しかあげられないので、全てのMDGsを達成する上でジェンダー平等は中心的な要素であると、はっきり主張しなければなりません。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの全ての主要分野を網羅するよう、MDGsに向けた国家レベルの目標が拡大されねばなりません。

女子差別撤廃条約は女性の人権に関する最も重要な国際合意です。一方で北京行動綱領は集中的な討議を重ねた後、第4回国連世界女性会議での合意によって批准された公文書であり、女子差別撤廃条約の目標を具体化し強化するための総合的な戦略と行動が盛り込まれたものです。そしてMDGsは、さまざまな制約の中で、その成果が容易に測定できるよう目標達成期限に力点を置いて合意したという面で有意義なものと言えるでしょう。

また、私たちは国連の改革に参画し、国連における適切なジェンダー構成を求めて戦わねばなりません。すなわち、組織の中で高いポストに就くことができれば、組織全体の政策に影響力を及ぼし、戦略と活動の実施状況を監視し、その説明責任を求め、最大の成果を得るため一貫性と相乗効果を確かなものに行うことができる、そして、義務を遂行するために十分な人材および資金を持てるといことです。

ジェンダー平等と女性の人権およびエンパワーメントという課題に対処するには、私たちがこの活動に乗り出した1990年代およびそれ以前よりもはるかに厳しい状況のなか、多くの取組みが求められます。しかし、進むべき道が険しく障害が多いからといって歩みを止めてはなりません。私たちが歩み続けるためには、政治、専門性、協力体制および人材という4つの主要分野における取組みが必要です。

政治的分野においては、女性の人権擁護を継続することです。MDGsに現実的に取組みながら、北京行動綱領と女子差別撤廃条約の人権に関する枠組み、さら

「ジェンダー主流化政策のための行政官セミナー」

にはミレニアム宣言が最も重要であると、しっかり位置付けねばなりません。専門性と技術の分野においては、特にデータや指標はMDGsを実現するために欠かせません。「平等の質」を分析するため、そしてすべてのMDGsに関連付けられたジェンダー関連指標を進展させるため、さらに多くの取組みを国、地域および世界的なレベルで行わねばなりません。「平等の質」とはつまり、平等がもたらされる過程や結果がどんな性質を持っているのか、主体性と権限に関して女性たち自身がどのような意識を持っているかということです。また、男性、女性運動に関わる女性とそうでない女性、官僚や活動家、主要なNGOやその他の社会運動との協力体制を築き、育て、強化せねばなりません。また、私たちの後を引き継ぐ次世代を探し、ネットワークと連携の活性化を通して、女性運動の復活を見出さねばなりません。また、国連との協力体制を見直す必要もあります。

最後に、私たち自身に関して取組みを行うことが必要です。つまり、私たちは自分たちが掲げる大義に向けて力強い活動を続けてきましたが、意気消沈したり、うんざりしてしまう時もあったことは認めざるを得ません。長年の間に、女性活動家たちは自分たちの人生の精神的な面について熟考し、目を向けるようになって来ました。私たちが内に秘めている精神には並々ならぬ力があり、それが私たちの活動を強固なものとし、この取組みを続けていく上での助けとなってくれるでしょう。ですから、自分自身を大切にし、力を伸ばしていきましょう。

実際のところ、私たちがこれから歩んで行く道は花に彩られた楽しい道ではありません。しかし、進んでいかなければなりません。北京会議が十分に生かされていない失望感、MDGsに対する懸念、そして苛立ちや挫折を感じることもあります。それでもやはり、女性にとってよりよい世界を築くことは可能であり、それを実現するために私たち一人ひとりがなすべきことをしなければならぬのです。私たち全員により大きな力が与えられますように！

パトリシア・B・リクアナン Patricia B. Licuanan

社会心理学者、教育家、女性の権利推進家。国の発展の過程や教育・教育改革、社会事象、人材開発、ジェンダー問題における人的要因に焦点を当て、社会心理学の講義、研究、実習を行っている。

1995年に北京で開かれた第4回国連世界女性会議の事前会議としての国連女性の地位委員会の議長を務める。また、その女性会議では北京行動綱領が採択された会議の議長を務める。北京行動綱領を広め、適切な運用を監視し、また、10年を節目に再認識をうながす活動を行っているアジア太平洋女性監視機構や東南アジア女性監視機構などの地域的な女性のネットワークを率いている。

(財)アジア女性交流・研究フォーラムは、国際協力機構（JICA）の委託を受けて、平成14年度から「ジェンダー主流化政策のための行政官セミナー」を開催しています。このセミナーは、開発途上国のさまざまな分野においてジェンダーの視点を主流化するための施策を、効果的に、また総合的に推進できる行政官の育成を目的に実施されています。



▲太田まさこKFAW研究員の講義の様子

今年度も平成18年6月16日から7月14日まで4週間にわたり、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、コスタリカ、ネパール、ペルー、セネガル、ウルグアイの7カ国から7名の研修員を受け入れ、男女共同参画社会の実現に向けた研修を実施しました。

セミナーは経済、教育、健康、環境、行政、人権など多方面にわたり、日本の国と地方の制度、また実際に活動している方々の状況について講義や視察を行いました。日本の現状を研修員の皆さんに知っていただくとともに、わたしたちも参加者の自国の状況について知ることができました。

研修の最後にカントリーレポート発表会を一般公開で開催しました。研修員が自国の状況について、教育、行政、女性問題の分野から発表し、一人ひとりの発表時間は短いながらも、一時に7ヶ国の状況について来場者の皆さんに紹介させていただくよい機会となりました。



▲東京での研修の後、帰りの空港で記念撮影

「被災地における女性の人權」 —阪神・淡路大震災から 第3回

～防災・復興への女性の参画に向けて～



ウィメンズネット・こうべ
代表 正井 礼子

日本政府は2005年1月、神戸で開催された国連防災世界会議で「防災協力イニシアティブ」を発表し、基本方針の1つにジェンダーの視点を掲げ「政策決定への参画、経済社会活動への参加、情報へのアクセスといった様々な面で男女格差が存在するために、女性は災害時に特に被害を受けやすい。したがって、防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う」と明記しました。7月には国の防災基本計画の修正にもジェンダーの視点が盛りこまれ、内閣府の男女共同参画基本計画に関する専門調査会でも新たな取組み分野として「防災・災害復興」があげられました。

●震災当時の避難所運営について

震災当時の避難所リーダーの役割に関する調査は多いのですが男女比に関する記録は少なく、「25ヵ所の避難所において、リーダーは男性23人、女性2人」という唯一のデータが芦屋市の記録にあります。女性のリーダーが少ない理由として、自治会長や地域ボランティアのリーダーが選ばれたこと、家事・育児などの性別役割分担が災害時はより強化され、女性が長時間ボランティアとして活動ができなかったことなどが考えられますが、やはり平時に意思決定の場に女性が少ないことが影響していると思います。

災害調査報告は多いのですが、性別に関するデータやそれに基づく分析は少ないようです。WHOアメリカ地域事務局の『女性・健康・開発プログラム報告』の中でも次のように述べられています。

「性別内訳が記されたデータの調査・分析、復興段階での予備計画、コミュニティ内やコミュニティと政府間の開かれた対話、そして災害発生前、中、後の女性の能力開発、これらは自然災害の研究にジェンダーの視点を取り入れるために必要なことである」

●防災・復興計画の意思決定の場における女性の参画

女性は弱者としての存在だけではありません。災害後、被災者の救援にのこぎりを持って走りまわったり、炊き出しに威力を発揮したり、洗濯ボランティアを組織したりと、そのパワーは目をみはるばかりでした。女性たちは被災者のニーズを的確に把握し、少ない物資

でありながら、創意と工夫をこらして支援を行い、ゆるやかにネットワークを築いていきました。防災や復興の諸事業には女性のこのような知識と能力が不可欠なのです。

震災では多くの地域コミュニティが解体されましたが、それはいまだに、人びとの暮らしや心の回復に深刻な影響をおよぼしています。日々の暮らしやコミュニティを支えているのは多くが女性たちです。復興計画に従事する働き盛りの男性は大都市で働き、地域社会とは無縁に生きているので都市の再生ばかりが優先されています。女性たちが復興計画に関わっていたら、コミュニティ再生の重要性がもっと理解されたのではないのでしょうか。(1)女性を防災・復興計画の意思決定の場に参画させ、復興事業の現場に責任者として登用する(2)女性の参画に関して、達成時期や数値目標、それを具体化する方策を明示する、(3)そのために地域のNPOなどで活動する女性たちの長年蓄積された知識や経験を活用する、(4)救援・復興、回復に関わる機関が援助活動を行う際に、担当者にジェンダーについて訓練したり、仕事の内容に応じて女性を現場へ派遣する、これらを実施してほしいと思います。

防災とは、「この街の福祉や女性施策はすすんでいくか」、「あらゆる人權は尊重されているか」など、日ごろの取組みから始まります。「愛」という美名のもとに女性たちに犠牲を強いる男女不平等社会ほど、不慮の災害にもろいものです。家族という単位でなく、個人が公的サービスの対象とされる社会、女性が結婚してもしなくても、子どもがいてもいなくても、ひとりでも安全に安心して暮せる社会でありたいものです。各地で大きな災害が予測される中、先の震災による死者の8割が家屋の倒壊による圧死でありその6割が女性であったことを思うと、ひとり暮らしの高齢女性が多く住む老朽化した住宅の補修に関する公的な支援が早急になされるよう願ってやみません。

参考資料：「女たちが語る阪神・淡路大震災」1996年1月 「災害と女性」資料集2005年11月 いずれも ウィメンズネット・こうべ編

酒井啓子氏講演会

～イラク情勢を読み解く～



今年のKFAWカレッジは「中近東」をテーマにとりあげ、ヨルダン、パキスタン、イランなどの中近東の各国の状況に精通した講師を招き開催しています。中近東に関するニュースを日々の報道で目にしますが、「遠い世界で起こったできごと」と感じてしまいがちです。これは距離的な「遠さ」よりも心理的な「遠さ」のためではないでしょうか。そこで、このKFAWカレッジをとおして、みなさんに中近東の国々をもっと身近に感じてもらい、そこで起こっている問題に関心を持っていただきたいと思っています。

その一環として2006年7月17日に東京外国語大学大学院地域文化研究科教授の酒井啓子さんをお招きしました。酒井さんは大学卒業後、一貫してイラクや中東の政治について研究しておられます。2003年5月イラク戦争終結後の復興の過程におけるイラクの政治、自衛隊派遣の問題や今般の中東情勢についてお話をうかがいました。

日本の自衛隊をはじめ、多国籍軍に参加している国々がイラクからの撤退を始めています。私たちは「憲法が制定され、議会もでき、正式な政権が発足したから、もう多国籍軍が必要ないほどにイラクも落ち着いてきたのだろう」と思いがちです。ところが実際にはイラクはそれほど安定した状態ではないそうです。2006年2月に聖廟が爆破される事件が発生しましたが、これを境にイラク人の死者が急激に増加しています。その原因はイラク人同士の宗派の対立で起こった事件によるものだそうです。かつてのイラク社会では宗派が激しく対立することはありませんでした。しかし、戦勝国が政治の復興支援のなかで、以前は個人の能力によって決められていた人事を、宗派の人口割合に応じて決定するようにしました。役職が（つまりは利権が）宗派について回るようになったのです。このため、より多くの役職や利権を得るために宗派間の対立が激しくなったと酒井さんは分析しています。

日本政府は2006年7月に2年半にわたって駐留した陸上自衛隊の撤退を完了しました。通信社などの調査では、自衛隊駐留について、派遣当時から撤退にいたるまで地元住民の支持率は高水準を保っています。そして、「自衛隊に期待していたことは何ですか」との質問には5割近くが「電力の回復」をあげました。しかし、自衛隊はこのような活動を行っていません。なぜこのようなズレが生じているかという点、自衛隊の



支援活動と平行して、外務省がODA（政府開発援助）で援助活動を行っていたためだと酒井さんは考えています。イラクの人びとの「自衛隊の駐留賛成」の裏にはODAのさらなる援助への期待があるということです。自衛隊の具体的な活動のひとつとしては浄水した水を各家庭に給水して回ることでした。しかし、イラク戦争前には家庭の蛇口から水が利用できました。住民が自衛隊に本当に求めたのは以前のような生活ができるように上水道を完備することだったのです。酒井さんは自衛隊派遣費用をODAにあてて支援したほうが効率よく成果をあげたのではないかと考えています。

多くの国は軍隊の撤退とともに、復興支援の援助も終了するなか、日本は円借款で支援を続けていきます。これは大変重要なことだと酒井さんは考えています。なぜなら、経済復興が失敗した国であればあるほど過激な宗教団体が台頭してくるからです。ひとりの個人が誰の支えもなく貧困と飢餓の中で生きていくことはできません。国がきちんとした政権を確立できず、こうした人に対してしかるべきサービスを提供できないと、それを補う形で宗教がネットワークとなり援助慈善活動を行います。このようにして宗教政党が人びとの心をとらえ、過激な宗教団体が勢力を伸ばす結果となるのです。

政府を強くし、国が国としての役割を果たせるように再建を助けることは、過激な宗教団体が起こす事件を武力によらずに抑えることができる健全な方法だと酒井さんは言います。つまり、宗教化を進めないためには経済復興が不可欠であり、それが順調にすすめば、国家が宗教団体をうまくコントロールできるようになります。そのような状況をイラクに実現するために、支援を続けることが私たちに求められていると、国際社会の在り方を提示してこの講演会を締めくくりました。

表現アートセラピーを応用したリサーチ手法の可能性

森田 明彦 東京工業大学特任教授
(財) アジア女性交流・研究フォーラム客員研究員

1. 課題の設定：非暴力的かつ信頼性、妥当性のある調査方法

わたしは人身売買根絶を目指す社会活動に携わっており¹、その中で芽生えた被害者の声を政策決定者に届けたいという気持ちから、人身売買被害者に対する聞き取り調査を行いたいと考えようになった。その過程で直面したのが、調査の搾取性・暴力性の克服と調査の信頼性・妥当性の確保という課題である。

人身売買被害者に対するインタビューという行為自体がインタビューする側とインタビューされる側との権力構造を前提に成立している搾取行為なのではないか²。また、人身売買の実態を明らかにするという名目で研究者が被害者にインタビューを行い、聞き取った体験談を被害者支援とは全く無関係に自らの学問的業績とするためだけに学会発表等で利用するとしたら、そのような行為は搾取ではないのか。

このような問いに対する一般的な回答は、人身売買、DV等の暴力の実態を客観的に認識し、理解することが、その解決手段を考える上で必要な正確な知識を提供するのだから、調査・研究という段階においては、冷静で客観的な視点、立場が必要とされるというものであろう。科学者や臨床家は専門性と客観性を備えた優れた認識者であり、そのような専門家による調査結果に基づいた客観的、合理的な判断、政策こそ「一般の人々」に満足のゆく生活を保障するのだという回答もあり得るであろう³。

しかし、客観的観察の必要性という言い訳の背後で、そのような調査を通じて被調査者の受けた心の傷や痛みは不問に付されて良いものなのだろうか。それでは、心に傷を負っている人びとに対する調査を搾取的でなく、同時に調査として信頼性、妥当性を有するものとする事はどのようにしたら可能なか⁴。

そもそも、人身売買問題は人身売買被害者と取り調べ官の状況認識が被害者認定という場で激しくぶつかり合うという特質を持っている。人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) による調査⁵、国際労働機関 (ILO) 駐日事務所による調査⁶等を通じて明らかになったように、「典型的な人身売買の被害者」というものは、きわめて例外的にしか存在しない。JNATIPによる聞き取り調査からも明らかになったように本人は「自分の意志で動きにきた」と思っており、「売られた」「だま

された」と認識したのちも「お金を稼がなくては帰国できない」と考えるため、「家族に送金できれば、だいたいのことはがまん」しているという主観的な状況認識を持つ人身売買の潜在的被害者は少なくない。このような潜在的人身売買被害者のうち誰を公に被害者として認定するかは、対象者のその後の運命を大きく左右するだけに、人身売買問題の関係者が最も真剣に考えなければならない課題である。

この個人の状況認識と客観的な状況判断の関係をどのように考えるかについては二つの立場がある。第一が途上国と先進国の間の経済格差に基づく構造的に不平等な力関係の下での途上国から先進国へのセックスワーカーとしての出稼ぎは、本人が自発的に選択した場合でも、搾取として考えられるべきであるとする客観主義的な立場がある。第二が、本人の自己決定権を尊重して、本人の認識を重要な判断基準とする主観主義的な立場である。

第一の見方は、深刻な人権侵害に遭っているケースを客観的に特定し、本人の意思にかかわらず救出することが可能になるというメリットがある。いわゆる、本人が自発的に選択したと考える行為自体が実は構造的暴力の下で無意識に強制されたものである場合、この客観主義的アプローチは有効性を持つ。第二の見方は、「人身売買」と「密入出国」を区別する上で重要である。しかし、本人の同意があった場合でも、その後、強制力や暴力による搾取があれば、密入国者が人身売買の被害者へ転化する可能性は常に存在している。さらに、本人の同意の前に十分な情報が提供されていたのか否かという問題がある。日本における仕事がセックスワーカーであったことを知っていた女性も、数百万円の架空の借金を背負わされるということは来日するまでは知らされていないケースが多いということは、本人の同意に基づく自己責任論の前提条件が満たされていないことを示している。また、第二の見方は、完全に人身売買の要件を満たさないような状況下でも当事者に対する搾取や虐待は存在することを明らかにする上では有効である。

しかし、さらに考えてみると、以上の二つの立場は、実は相互に完全に対立するものではない。潜在的な被害者の経験は警察ないし入管による調書の形を取った場合でも、カウンセラーに対する語りという形をとった場合でも、「物語られた」ものであるという意味で、

すべての出来事を正確に再現したのではなく、多くの出来事を意識的、無意識的に排除した結果成立したものである⁷。一方、上野千鶴子が指摘するように、弱者の立場におかれた人間、すなわち被調査者は強者としての聞き手、調査者の聞きたい物語を語る傾向がある⁸。したがって、どれほど客観的な体裁をもった調査であっても、「支配する側の物語」によって「支配される側の物語」が抹殺、消去された結果成立した「物語」であるという可能性を有している⁹。

したがって、潜在的な人身売買被害者に対する取調においても、取り調べられる側の人間が精神的に安心して、自分の体験を語りうる条件を整備することは不可欠であろう。その意味で、被調査者が自分の体験を「安心して、自信をもって、自由に」語るができる調査方法は、第二の立場に立ちつつ、第一の立場に基づく客観性を目指す調査を補強する役割を果たすものと言える。

- 1 わたしは1997年から2004年までは日本ユニセフ協会職員として、その後は人身売買禁止ネットワーク (Japan network against trafficking in persons: JNATIP) 運営委員として、この問題に関わってきた。
- 2 大庭健『権力とはどんな力か』(勁草書房、1991年)
- 3 S. マクナミー & K.J. ガーゲン、野口裕二・野村直樹訳『ナラティブ・セラピー』(金剛出版、2000年)
- 4 桜井厚・小林多寿子編著『ライフストーリー・インタビュー質的研究』(せりか書房、2005年)及び本文3章(1)2段落
- 5 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)、お茶の水女子大学21世紀COEプログラム『「日本における人身売買被害に関する調査研究」報告書』『ジェンダー研究のフロンティア』(2005年3月)
- 6 ILO 駐日事務所『日本における性的搾取を目的とした人身取引 ("Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan" 第1章～第3章抄訳)』(2004年12月)
- 7 鹿島徹『物語り論的歴史理解の可能性のために』『思想』No.954、2003年第10号(2003年10月)
- 8 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、2003年)
- 9 大越愛子『「歴史主体論争」を超える—ジェンダー化した思想戦』安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編『戦争責任と「われわれ」—「歴史主体」論争をめぐって』(ナカニシヤ出版、1999年)

2. 「表現アートセラピーを応用したリサーチ」を巡る予備的考察

それでは、被調査者にとって「安心して、自信をもって、自由に」語ることができ、しかも信頼性と妥当性を持つ調査結果を生み出すような調査手法には、どのようなものが考えられるのだろうか。わたしが以上のような条件を満たす調査方法として現在取り組んでいるのが「表現アートセラピーを応用したリサーチ」である。

表現アートセラピーとはアートセラピー(絵画や造形、粘土、コラージュなど視覚アートを用いるもの)のみではなく、ダンス・ムーブメントセラピー(体の動きによる表現)、ミュージック・セラピー(音楽やサウンド、声による表現)、ライティング(詩や韻文など文章による表現)、ドラマセラピー(演技やパフォーマンス

による表現)など、様々な芸術媒体での表現を用いる統合的な芸術療法である。このセラピーはパースン・センタード・アプローチで知られるカール・ロジャーズの娘のナタリー・ロジャーズが開発したもので、「心理的に安全で、分析や批判をされない環境で、非言語的な表現媒体(視覚的アート、ムーブメントやダンス、音楽やサウンド、声、ドラマ、ライティングなど)を用いて、自己の内面に触れ、それを表現するときに、言葉だけでは到達できにくい自己の内面の豊かさや、創造性、生命力に触れることができる」¹⁰という思想に基づいている。

カール・ロジャーズは、セラピストの3つの条件として、(1)受容(無条件の肯定的配慮)、(2)共感的理解、(3)純粋性ないし一致、を挙げたが、表現アートセラピーはこの考え方を継承している¹¹。上野千鶴子が指摘するように、「弱者の語りは、聞き手が語りを共有してくれるという安心感や信頼感のないところでは決して語られることがない」⁸。

したがって、ロジャーズ派の挙げるセラピストの3条件を満たす形で行われる表現アートセラピーでは、「弱者の語り」としてのライフストーリーが語られる可能性が高いようにわたしには思われた。

表現アートセラピーは、また、子どもを対象とする遊戯療法¹²と共通するものがあり、多様なアートを連続的に用いることによって、単一のアートでは表現できない感情、経験を表現することを可能とするだけではなく、多様なアート様式が相互に作用することによってより深い自己洞察と表現を可能にと言われていた。2005年12月にフィリピンにおいてフィリピン教育演劇協会およびDAWNの協力を得て実施したりサーチワークショップも、その意味では表現アートセラピーを応用したりサーチの一種であると言える¹³。したがって、表現アートセラピーを応用したりサーチにおける語りないし表現行為自体が被調査者である人身売買被害者の精神的な回復に寄与することは十分に期待できると考えられた。

10 小野京子「ナタリー・ロジャーズの表現療法」村山正治編集『ロジャーズ学派の現在』(至文堂、2003年)

11 諸富祥彦『カール・ロジャーズ入門』(星雲社、2003年)

12 小野京子『表現アートセラピー入門』(誠信書房、2006年)遊戯療法(プレイセラピー)とは、子どもを対象とした心理療法で、絵や箱庭、ごっこ遊び、歌う、楽器を鳴らす、踊る、儀式的な行為、物語を語るなどさまざまな表現を用いる。

13 フィリピン教育演劇協会は、1967年にフィリピンにおいて創立された民間の演劇団体。これまでに300以上のオリジナル作品を創作しフィリピン語での上演活動を行うと同時に、子ども・学生・教師・女性・農民・NGO等を対象として劇作りのワークショップを行っている。DAWN (Development Action for Women Network) は、フィリピンの出稼ぎ女性とJFC (Japanese Filipino Children) をあらゆる側面から支援することを活動の理念として、1996年に設立されたNGO。同リサーチワークショップの詳細については、拙稿「東アジアの人身売買被害者から見た日本社会の問題点—フィリピンのケース—：子どもの心に映った元エンターテイナーの対日イメージの解明」『アジア女性研究』第15号(財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2006年3月)を参照。

3. 「表現アートセラピーを応用したリサーチ」 の理論的解明

(1) 質的調査としての「表現アートセラピーを応用したリサーチ」

一般的に対人的・社会的調査は量的調査と質的調査に大別される。量的調査とは質問内容、質問方法を反復可能な形に定型化し、他の研究者がその調査研究を行っても、同じような結果が得られることを目指した調査方法であり、客観的、数量的手法であると言える。これに対して、質的調査は、ライフストーリー・インタビューにおいて典型的に現れるように、同一の聞き手と語り手であっても別の機会にインタビューを行うと異なった「語り」が得られたり、聞き手が異なると同一の語り手であっても新たな「語り」が得られるということが起き得る手法である。

桜井厚は、「(調査の)信頼性とは、他の研究者がその調査研究をおこなったとしても、同じような結果が得られる程度のこと」であり、「妥当性とは、その調査が「正しい」回答を生み出す程度、あるいは調査結果が研究の目的や期待に適っている程度」のことでありと定義した上で、従来の量的調査法は調査手法を標準化し反復可能なものとするを通過して調査の信頼性を高めれば、おのずと妥当性も高まると想定してきたとする。桜井は、このような信頼性の基準はライフストーリー・インタビューのような質的調査には適切な基準とはなりえないとして、それに代る基準として、「データ収集から分析にいたる基礎的な過程を明らかにする」、すなわち手続きの「透明性」をはかることを提案している⁴。

ただし、質的調査法の中にもリアリズム・アプローチとナラティブ・アプローチが存在する。桜井は前者を「解釈的客観主義アプローチ」、後者を「対話的構築主義アプローチ」と呼んでいる。前者は、一人ひとりのライフストーリーが客観的現実の一面を象徴していることを前提として多数のライフストーリーを収集して帰納的推論を積み重ね、さらにライフストーリー・インタビューを重ねて理論的モデルを修正することによって社会的現実を明らかにし得るという立場である。

この立場に立つ研究として今日注目されているのが、グラウンデッド・セオリー・アプローチである。グラウンデッド・セオリー・アプローチ (GTA) は60年代に米国社会学会で開発・発展した質的調査法の一つである。木下康仁によれば、GTAとは「データに密着した分析から独自の理論を生成する質的調査法」であり、分析において① (コーディング方法としての) オープン・コーディングと② (軸足・) 選択的コーディング、③ 基軸となる継続的比較分析、④ 理論的サンプリング、⑤ (分析の終了を判断する基準としての)

理論的飽和化の5つを不可欠の条件とする。コーディングとはデータを一定の方法でシステマティックに分類しながらまとめていく作業のことであり、理論的飽和化とは継続的比較分析により分析を進めていったときにデータから新たに重要な概念が生成されなくなり、理論的サンプリングから新たにデータを収集して確認すべき問題点がなくなった状態のことである。一般に、GTAは限定的な範囲における人間と人間の直接的なやりとり、人間行動の説明と予測に有効な手法であると考えられている。一方、後者のナラティブ・アプローチとは、聞き手と語り手の共同作業としてライフストーリーを捉え、新たな「語り」が創出されることに意味を認める立場である。つまり、ライフストーリーには語り手によってある出来事が特定の筋に沿って構成される「物語世界」以外に、メタコミュニケーションの次元での聞き手の語り手の社会関係を表すストーリー領域があることを自覚的に意識する立場である。

ここで、人身売買被害者に対して表現アートセラピーを応用したリサーチ手法を適用しようと考えた経緯を振り返ってみると、警察ないし入管による聴取が解釈的客観主義アプローチの特徴を有するものであるのに対して、表現アートセラピーを応用したリサーチは、人身売買被害者が自らの体験をどのようなものとして感じ取ったかを理解することを目的とするものであり、その意味で後者の対話的構築主義アプローチに近いものと位置づけることができると思われる。

ただし、GTAが対象とし得るデータには非数量的な図や映像も含まれ得るところから、表現アートという様式のデータについても、理論的にはGTAの手法によって分析を試み、データに即した理論化を行うことは可能なはずであり、表現アートセラピーを応用したリサーチによって得られたデータをGTAの手法に基づき分析してみることは今後の重要な研究課題の一つであると考えられる¹⁴。

(2) 非言語的手段による調査としての「表現アートセラピーを応用したリサーチ」

質的調査法でも言語によるインタビューは論理的かつ厳密に記述されていれば、調書を読んだ人間には誰でもほぼ正確に理解されるという意味でより客観性を有しているように思われるのに対して、絵画やドラマなどの非言語的手段を通じた「語り」には主観的解釈の入り込む余地がより高いように思われる。

ここでは、言語によって表現されたデータと非言語的手段によって表現されたデータの違いについて考えてみることにしたい。

現代カナダの思想家であるチャールズ・テイラーは、20世紀前半の言語論的転回を経た現代の言語観を表現主義的言語理論と特徴づけ、「言語とは何かについて何かを表現するために使用される全てを表すから、

散文、詩、音楽、絵画、舞踏は全て言語に含まれる」と主張している。つまり、今日、言語とその他の表現手段を分ける原理的根拠はすでに失われているのである¹⁵。また、北沢方邦も人間は記号によってものを考える動物であり、自然言語としての言語記号は抽象的な思考にも使用されるが、その大半は意識的であれ無意識的であれ、具体的なイメージや情感をとまなうものであると指摘し、今日の世界における意識的行為としての思考とその成果である「書かれたもの（エクリチュール）」のみを高く評価する傾向は近代西欧社会において成立した二元論的思考によるものと批判している。

ただし、近代合理主義の始祖とされるデカルトが合理的理性に基づく思考の主体のみを「コギト」と考えていたかどうかは必ずしも明らかではない¹⁶。また、フロイトも後期の論文において、厳密な熟慮や倫理的判断のような高度な知的作業が前意識的に行われることがあることは認めており、近代西欧の二元論的思考というものが理性と感情、身体と心、意識と無意識を対立するものとみなしたと一般化することには慎重であるべきであろう¹⁷。

いずれにせよ、言語表現のみを他の表現よりも高度なもの、優れたものとするべき理論的根拠はないことは明らかとなったと考える。

したがって、ここで問題となるのは、非言語的表現が書き言葉を中心とする言語的表現に対して持つ優位性ないし特徴である。例えば、小野京子は「非言語的表現は、言語以上の情報を伝達」し、「同じ言語であっても、「詩や物語」のような文学的な言葉は、普段使う直線的、直接的な言葉と異なり、心の中の豊かなイメージやシンボルを伝える」ことができると指摘している¹²。また、アートは創作者だけでなく、その作品を観る者、触れた者の心をも動かす¹⁸。このことは、アートによる表現が間主観的な普遍性を持っていることを意味している。これに関連して、アートの言語とされるシンボルやイメージは言語表現では到達することが出来ない無意識の世界の言語であるとする理解はアートセラピストの世界では広く共有されているようである。また、特定の感情、例えば怒りを表現した絵画には個人による表現上の多様性を超えた一般性、普遍性が見られることも事実である¹⁹。

そして、何よりも重要な点は、心理的に安全で分析や批判をされない環境で、異なった非言語的表現媒体（視覚的アート、モーブメントやダンス、音楽やサウンド、声、ドラマ、ライティングなど）を連続的に用いることによって、言葉だけでは到達できない自己の内面の豊かさや、創造性、生命力に触れることができるという表現アートの特性である²⁰。

さらに、表現アートは語り手の精神状態に応じて、

グループでも、セラピストと対面でも、あるいは単独でも実施できるという特徴を持っている。

(3) まとめ

以上の考察をまとめると、「表現アートセラピーを応用したリサーチ」は言語的手段を用いたインタビュー等に比較して、語り手の深層意識に侵襲的な影響を与えることなくアプローチすることが可能で、しかも語り手に応じた多様なアート様式を利用し得るというメリットがあると言えるであろう。一方、客観的事実の確認、確定を目的とする客観主義的調査には不向きである。また、GTAのようにデータに基づく理論化が可能かどうかは、今後の研究課題であるということになるだろう。

14 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』（弘文堂、2006年）

15 Charles Taylor, *Philosophical Arguments*, Harvard University Press, 1995

なお、テイラーの言語哲学については拙著『人権をひらくーチャールズ・テイラーとの対話』（藤原書店、2005年）

16 ベンジャミン・リベット、下條信輔訳『マインド・タイム 脳と意識の時間』（岩波書店、2006年）

17 ジークムント・フロイト、竹田青嗣編、中山元訳『自我論集』（筑摩書房、1996年）

18 関則雄・三脇康生・井上リサ・編集部編『アート×セラピー潮流』（フィルムアート社、2002年）

19 例えば、以下の絵は昨年12月にフィリピンのマニラで実施した元エンターテイナーの女性の子どもたちを対象にしたリサーチワークショップで子どもたちが描いたものである。妊娠している女性がパチンコの台の前に立ち、多くのお金（お札）が描かれている。子どもたちによると、これは妊娠している女性が経済的に支援を受けていること、および誰か（someone）がギャンブルを愛好していることを現しているとのことであった。また、この絵を描いたグループに参加していた子どもの話によると、彼女の母親は日本人の父親がいない時にはパチンコ店に通い詰めており、一度その現場を父親に発見されて殴られたことがあると語った。その後、母親はパチンコ店で警察官に逮捕されそうになるという体験を経て、パチンコを止めると父親に誓ったとのこと。また、この絵に描かれたハートは、両親の間の愛（love）を現しているとのことであった。拙稿「東アジアの人身売買被害者から見た日本社会の問題点ーフィリピンのケースー：子どもの心に映った元エンターテイナーの対日イメージの解明」『アジア女性研究』第15号を参照。



20 異なるアートを連続的に使用する手法は creative connection と呼ばれている。ナタリー・ロジャーズ、小野京子・坂田裕子訳『表現アートセラピー』（誠信書房、2002年）

ある女性の二重の苦しみ

小河 久志さん（タイ）

2004年12月に起きたインド洋津波から1年半がたち、インフラなど「目に見えるモノ」の復興は確かに進んでいます。しかし、細部に目を向けると、復興とはかけ離れた状態の被災者がいまだ数多く存在しています。私がタイ南部の被災地で出会った女性もそんなひとりでした。

彼女の夫は浜辺にとめた船の中で魚網の整理をしている時に津波にのまれて亡くなりました。最愛の人を亡くした女性は気丈に葬式を執り行いました。しかし、諸事が片付くと、「夫を思い出し悲しくなるから」とそれまで住んだ家を離れ、村内の共有地に引っ越しました。それ以降、家からなかなか出ようとしませんでした。

家計の支えである夫を失ったこの女性に対してタイ政府は、80,000バーツ（1バーツ約2.7円）の見舞金を支給しました。しかし、この見舞金は後妻である彼女に全額は渡らず、すでに他界している前妻の子ども4人と均等分割することになりました。彼女は16,000バーツをまず新居建築費にあて、その残りを漁業に代わる仕事に投資しました。それは、漁業以外にほとんど仕事のないこの村において、男手のない彼女にできる数少ない仕事、菓子製造・販売でした。こうして夫の死から数カ月後、女性はようやく動き出しました。

しかし、事はそう順調に運びませんでした。菓子製造は津波以降に新たな収入を求め新規参入した人たちが加わり、激しい競合状態に置かれました。また、当然のことながら、村での需要には限界があります。その結果、彼女たちの中には事業からの撤退を余儀なくされる者が現れました。開始当初は、村人の同情もあり順当に売れ行きを伸ばしましたが、経験の少ない彼女もそのひとりとなってしまいました。菓子販売時には村中を精力的に回っていましたが、売れ行きの悪化とともに、次第に近所の住民との接触も避けがちになりました。親やきょうだいも村内におらず、また子どもがいないことも彼女の「引きこもり」に拍車をかけることになりました。今は親戚からの支援でなんとか食いつないでいる状況です。

津波が彼女に与えた「二重の苦しみ」は、今なお癒えていません。彼女の姿から、経済的支援と精神面でのケアが不足していると考えます。それはまた、夫を亡くした女性が、漁業以外に仕事のない被災地で生活することの過酷さが無視されてきた証明です。復興支援の課題が明らかになった今、その早急な解決が望まれます。

災害復興の女性の役割

Munima Sultanaさん（バングラデシュ）

災害報道においては、必ず女性と子どもの犠牲者数が強調されます。「男性優位のメディアが女性を弱々しく描こうとしている」との批判もありますが、政策決定者が災害に関連する計画にジェンダーの視点を取入れることにつながったという利点もあります。

社会的、文化的な影響や宗教的規範により、子どもや高齢者と並び犠牲になりやすいのは女性です。サイクロンや暴風雨などの大災害に直面した時、長い髪や5mにも及ぶサリが逃げたり泳いだりする妨げになります。また、流れにさらわれないよう木に登ったり、強風に逆らって避難所まで走ることは身体的にも女性たちにとって容易ではありません。また、パルダという隔離制度のため、女性は夫の同伴なしに家を離れ避難所に行くことができません。夫とはいえば、災害時には外で働いて家にいないことが普通です。

過去数十年に起きた数々の災害で、何百万人もの命が失われたと統計が示していますが、その大半が女性です。1991年のサイクロンでは、犠牲者の85%を女性と子どもが占めている地域がいくつかありました。災害への備えや管理を国が実施し、犠牲者数が大幅に減っていることは評価されていますが、女性と子どもの犠牲者数を最小限に食い止めるには、まだまだ課題が残っています。

女性開発組織のRokeya Kabir事務局長は、女性は生涯を通して劣悪な環境を生き抜かねばならないため、特殊な強さ、決断力、勇気を身に付けていると言います。ある被災地で救援が届かなかった数日間、女性たちは非常に实际的、現実的なやり方でその危機的状況を切り抜けました。必要なことに優先順位をつけ、子どもや生き残った家畜の世話をしました。遠くから飲み水を運び、復興事業では率先して木を植え、地域社会開発にたずさわりました。

Rokeyaさんは言います。「女性は単に無力な存在でなく、機会さえあれば、その強さと現実的な力で災害救援、復興計画やその実施に中心的な役割を果たすことができます。女性たちが家庭に貢献することで家族全体が生き長らえていることはよくあることです」



男性家族の監視下、身の回りのものを抱えて移動する女性▲

枯れ葉剤の被害と女性

Le Thiさん (ベトナム)

有毒化学薬品「枯れ葉剤」の被害を受けた何十万人もの人びとを見るにつけ、今もあの悲惨な戦争が思い出されます。アメリカのコロンビア大学の調査で、1961年から10年間に南ベトナムで4千万リットル以上の枯れ葉剤が使用されたと明らかになりました。枯れ葉剤はほんの1ナノグラム（10億分の1グラム）で、がんや生殖機能に障害を残し、その障害は次世代にまでもおよぶ物質です。枯れ葉剤を含む有毒化学薬品は少なくとも210万人に直接の影響を与えました。現在でも被害にあった土地では1,600万人もの人が苦しみにがらに生き、仕事を続けています。しかしながら、有毒化学薬品による障害で働く能力が十分ではないので、大半の人が貧困を余儀なくされています。女性たちは、子どもが障害を持って生まれるため、ふつうの母親と同じような幸せを味わうことができません。

ベトナム南部のドンナイ省では、どの家でも家族の3、4人が被害を受けており、がんなどの重病やあらゆる種類の身体の障害に苦しんでいます。この土地で私たちは、頭が極端に大きかったり、肉塊のような胴体をしていたり、やせこけて歪んだり潰瘍で膨れ上がった脚でどうにか立っている子どもたちに出会いました。枯れ葉剤を浴びた人の多くは結婚せず独身を通しています。障害のある子どもが生まれた絶望感から自殺する人もいますが、これも枯れ葉剤の被害のひとつです。

ベトナム北部のフンイェン省で、トゥーさんは兵士と結婚しました。夫は結婚4日後に召集され、戦後、枯れ葉剤による病気にかかって帰って来ました。夫婦が授かった第1子は頭がふたつあり、生後3ヵ月で亡くなりました。第2～4子も生後すぐに亡くなりました。ようやく生き延びている第5子は、外見は正常でしたが精神を病んでいました。いつも叫び声を上げており、目に入るあらゆる物を引き裂き、発作で自分の体をかんだりします。彼は現在23歳ですが、このことはとりもなおさず、母親のトゥーさんにとって、彼の世話にかかる重労働と努力の日々が23年間続いていることを意味します。

有害化学薬品を製造して、何百万ものベトナム国民、とりわけ女性と子どもに痛みと苦しみをまき散らし、そして途方もない利益を手に入れたアメリカ企業37社を相手に、2004年1月枯れ葉剤被害者の会と多数の被害者が訴訟を起こしました。申し立ては、ニューヨーク州の裁判所に送られました。同年6月にはベトナム祖国戦線が、毎年8月10日（アメリカが最初にベトナムに有毒化学薬品をまいた日）に全ベトナム・枯れ葉剤被害者行動デーを開催することを決定しました。アメリカで係争中のこの裁判に支持が集まるように懸命に闘っています。

フォーラムの窓

自分の身体と健康について知ること

財団法人アジア女性交流・研究フォーラムは日米女性政治学研究者シンポジウムとパネルディスカッション「リプロダクティブ・ライツ政策 ー韓国、東欧、米国、日本の現状と比較」を北九州市立男女共同参画センターで平成18年7月13日に共催しました。リプロダクティブ・ライツ、つまり性と生殖に関する権利とはどういうことなのか、経済・社会・文化・宗教が異なるこれらの国々で、リプロダクティブ・ライツ政策に関する法律・制度・慣習がいかに異なっているかということ国内外から4名の研究者をお招きして、市民の皆様といっしょに学び、考えようという目的でした。

このパネルディスカッションを開催したことで、「日本では避妊薬や避妊具を容易に手に入れることができ、妊娠中絶も一般的に行われている状況ですが、はたして避妊や中絶に関して十分な正しい知識を私たちは持っているのだろうか」という疑問が occurred しました。ひとつのエピソードは、パネリストの発表内容を要約したプログラムをつくっている時に、「Morning After Pill (モーニング・アフター・ピル)」の日本語訳がわからず、周りの人に聞いてみましたが、この薬自体について知らないということがわかりました。もうひとつは、コーディネーターを務めてくださった三重大学の岩本美砂子教授がご発表の中で、「日本では母娘で性の話をほとんどしない」とご指摘をされました。先生ご自身は娘さんにタンポンの使い方や避妊の方法について教えられたそうですが、このような例は少ないのではないのでしょうか。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とはあまり耳慣れない言葉ですし、中絶の是非に関する議論の中で使われることが多いのですが、男性も女性も（特に子どもを生む性である女性）自分の健康を管理していく上で必要な知識と権利であるという理解が必要です。そして、性と生殖に関する正確な知識を持ち、自らの意思で決定することができるようになることが重要だと思われました。

(財)アジア女性交流・研究フォーラム主任研究員 太田まさこ

INFORMATION

アジアの風景

～読者から寄せられたアジアの人々の生活を紹介します～

質問コーナー

～読者から寄せられた質問に、通信員がお答えします～

日本は合計特殊出生率が1.25と過去最低を記録し、少子化が急速に進んでいます。皆さんの国はどういった状況ですか。また、家族や社会にとって子どもはどのような存在ですか。

質問者 西村 真由美さん（北九州市）

私がお答えします。

Bhawana Upadhyay さん
(ネパール)



ネパール社会は家父長的考えが強く、女子より男子を大事にします。農村地帯（国土の80%以上がまだ農村地帯と考えられています）では、あまりに貧しいので、さらなる労働力を得るために、たくさんの子どもの持つことがよいと考えられています。また、伝統的なネパールの考え方の根底には「子どもは神からの贈り物」と見なすヒンドゥー文化があり、これもまた子だくさんの農村地域の多くの人びとを教育から遠ざけています。このような背景が世界的にも高い合計特殊出生率（4.1）や妊産婦死亡率（出生10万件に対し539件）を示しています。

Fairoz Ahmad さん
(シンガポール)



日本のようにシンガポールも出生率が低下しています。2005年の合計特殊出生率は約1.24でした。その理由は、晩婚化の傾向があることや仕事と家庭の両立の困難など日本の状況と似ています。しかし、これはシンガポールや日本に特有なことではなく他の先進国でも見られる傾向です。政府は働く母親に産休を増やすなど、家族を擁護し支持する政策に取り組んでいます。私はイスラム教徒ですが、子どもは慈しむべき、そして真の価値をもたらす神からの贈り物とみなされています。子どもは両親の晩年には面倒を見ることを期待されています。

ハノイ平和村（ベトナム）



（財）アジア女性交流・研究フォーラムでは国際理解促進のための教材ビデオ制作のため、ベトナムへ取材に行きました。ハノイ平和村はベトナム戦争のときに使用された枯れ葉剤の影響で障害をもつ子どもたちを支援しているNGOです。子どもたちそれぞれの知的レベルにあった教育を行い、社会に出て自立できるように裁縫技術やパソコンなどの職業訓練を行います。また、宿泊施設や治療施設も備えています。この日は、平和村に暮らす子どもたち約20名に会うことができました。子どもたちは障害があっても元気でいきいきとしていました。日本のお菓子を食べたり、折り紙を折るなどの交流を行いました。

KFAWでは、「Asian Breeze」や「アジア女性研究」の表紙写真、およびこの紙面上部にある「アジアの風景」に掲載する写真を募集しています。

■写真について：アジア地域での女性や子どもたちの生活が生き生きと表現されているもの。特に働いている女性や、コミュニティ活動に従事しているもので、肖像権の問題がないもの。その他ふと目にした風景などでも結構です。写真の著作権はKFAWに属するものとし、返却はいたしません。

■謝金について：「Asian Breeze」の表紙写真に採用された場合のみ、写真1件につき5,000円（税込み）支払います。

■応募方法：写真の説明文（180字程度）とタイトルをつけて、いつ、誰が、どこで撮影したかを明記のうえ、郵便またはe-mailで送ってください。

■募集時期：随時

写真募集のお知らせ

表紙写真「国語の授業」（ベトナム）撮影者 大石綾子さん

ベトナム戦争中、ベトナム兵士たちが身を隠したトンネルで有名なクチにある小学校です。5年生（10歳）のクラスでは、国語の授業が行われていました。先生から指されると立ち上がり、教科書を朗読していました。



財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市大手町ビル3F
TEL (093)583-3434 FAX (093)583-5195

E-mail : kfaw@kfaw.or.jp URL: http://www.kfaw.or.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています